50,001円～60,000円						
60,001円～67,999円						
68,000円						
人数計						

②第二号加入者であって、下記③及び④以外のもの（令第36条第２号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	人数計
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～22,999円						
23,000円						
人数計						

③第二号加入者であって、個人型年金同時加入可能者であるもの（令第36条第３号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	人数計
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～19,999円						
20,000円						
人数計						

④第二号加入者であって、他制度加入者又は第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者であるもの（令第36条第４号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	人数計
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						

10,001円～11,999円						
12,000円						
人数計						

⑤第三号加入者であるもの（令第36条第５号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	人数計
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～22,999円						
23,000円						
人数計						

（備考）事業年度末の状況について記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（業務に関する帳簿書類の作成及び保存に関する経過措置）

第二条　確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十号）第九条及び第十条の規定により移換された同令第七条に規定する企業型年金の個人別管理資産（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に係るこの命令による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令第十一条第一項の規定の適用については、同項第四号中「又は法第八十三条第二項」とあるのは、「、法第八十三条第二項又は確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百五十九号）第七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とする。

２　確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百五十九号）附則第四条第一項の場合におけるこの命令による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令第十一条第一項の規定の適用については、同項第六号中「規則第二十二条の二第四項の規定により提供した記録」とあるのは、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百五十九号）附則第四条第三項に基づき発行した加入者等期間証明書」とする。

（様式に関する経過措置）

第三条　この命令による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。